

# 阪南市学校給食会

## 物資納入業者の心得

### 1. 衛生管理について

- (1) 食品は、すべて食品衛生法及び関係法規に掲げる各条項に完全に適合するものを納入すること。
- (2) 加工及び製造に従事する者については、保健所又は、これに準ずる検査機関の発行する検便結果報告書（各納入月の前月分）を、阪南市学校給食会会長に提出しなければならない。
- (3) 工場・倉庫・冷蔵庫・店舗その他関係施設整備は、すべて食品衛生法及び関係法規に定める各条項以上の衛生状態に整備維持されていること。
- (4) 納入物資の容器・包装等は、常に清潔にして衛生に注意するとともに、指示するものはすみやかに回収すること。
- (5) 物資の搬入者は、常に清潔な衣服・履き物を着用するとともに、運搬車両についても清潔に努めること。
- (6) 物資の搬入者は、特別の指示のない限り調理室へ立ち入らないこと。
- (7) 学校給食センター及び学校給食会に關係ある委員又は職員が納入物資に關係のある現場を視察希望するときは、特別の事情のない限り、これに協力すること。
- (8) 衛生上の事故発生または関係官庁から特別の指示指導を受けた場合はすみやかに学校給食会に申し出ること。

### 2. 物資の納入について

- (1) 物資検収後であっても不正または不適格品が発見されたときは、ただちに補充し、または適格品と取り替えること。
- (2) 納入する日時については、当会の指定する日及び時刻とすること。
- (3) 物資配送には特に温度に注意し、保冷車で配送を必要とする物資は、必ず保冷車で配送すること。保冷車でない場合には、保存温度基準の10度以下で配送すること。また、保冷食品は保冷車で配送すること。

### 3. 事故防止について

- (1) センター構内での自動車運転には、安全に留意し、万一センターに損害を与えた場合は、これを補修すること。
- (2) センター敷地内での喫煙は全面禁止とする。